

# コージーガーデン自治会規約

2023年4月1日

コージーガーデン自治会

# コーポレートガーデン自治会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や、防災などに努め、または行政との協議・協力を進めつつ住民のための街づくりを行う事を目的とし、次の活動を行う

- 住民相互の連絡・交流・親睦に関する事
- 防災、防犯および交通公害に関する事
- 人権意識の普及、高揚に関する事
- 美化・清掃、環境整備に関する事
- 文化の向上および体育振興に関する事
- 社会福祉および健康増進に関する事
- 施設等の維持管理と利用増進に関する事
- 行政および各種団体との連絡調整に関する事
- その他、会の目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 この会は、コーポレートガーデン自治会と称する

(区域)

第3条 会の区域は、草津市追分南二丁目の区域とする  
(事務所)

第4条 事務所は自治会館内に置く

## 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会の会員の資格は、次の通りとする

第3条に定める区域に住所を有する者（正会員）

(会費)

第6条 会員は別に定める会費を納めなければならない  
(入会)

第7条 会の資格を有する者は、規約に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。また会は、入会申込みが有った場合には正当な理由なくこれを拒んではならない

(退会等)

第8条 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退会届を会長に提出する

## 第3章 役員

(役員の種別)

第9条 会に、次の役員を置く (計18名)

- 会長 1名
- 副会長兼ふれあい推進 1名
- 会計 1名
- 交通防犯委員 1名
- 防災環境兼環境美化委員 1名
- 社会福祉委員 1名
- 青少年育成委員 1名
- 体育振興委員 1名
- 広報兼人権教育委員 1名
- 1班班長 1名
- 2班班長 1名
- 3班班長 1名
- 4班班長 1名
- 自治会館管理担当 1名
- 自治会総務担当 1名
- 役員会事務局担当 1名
- 監事\* 2名

\*監事職は前年度三役から2名を選出する。役員会等の役員活動への参加は行わない。

(役員の選出)

第10条 役員は会員の中から選出し、総会において承認によって決定する。

監事は、会長、副会長兼ふれあい推進およびその他の役員と兼ねることはできない

(役員の任務)

第11条

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する
2. 副会長兼ふれあい推進(以下「副会長」と記載)とは、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
3. 会計は、会長の指示を受け、出納業務を処理し、会計に必要な書類を管理する
4. 監事は、次の業務を行う
  - 会の会計及び資産の状況を監査する
  - 会長、副会長およびその他の役員の業務執行状況を監査する
  - 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発

見したときには、これを総会にて報告する

- 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求する

5. 各委員は、それぞれの職務の運営に当たる
6. 班長は、班を代表して会務に協力する
7. 各自治会担当は、それぞれの職務の運営に当たる

#### (役員の任期、及び責務)

第12条 役員の任期は1年とする。

役員は任期終了後においても、後任者が任務を円滑に進められるようになるまでは、その職務をサポートしなければならない

#### (役員の再任、及び免除)

第13条 役員任期終了後4年間は、役員候補対象から除外する

民生委員、児童委員及びその他市又はまちづくり協議会から委託されている委員の任期中は、役員候補対象から除外する

役員候補対象外期間においても、会長、副会長及び会計の3役については立候補することができる。

会長のみ本人の了解なしに再任は行わないものとする。

### 第4章 総会

#### (総会)

第13条 会の総会は、通常総会および臨時総会の二種とする

#### (総会の構成)

第14条 本会は、正会員をもって構成する

#### (総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する

#### (総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1ヵ月以内に開催する

臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

1. 会長が必要と認めたとき
2. 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき
3. 監事から開催の請求があつたとき

#### (総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する

会長は、前条の規定による請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日

時および場所を示して、開催の日の14日前までに文書をもって通知しなければならない

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する  
(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状含む）がなければ、開催することができない

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する

(総会の書面表決等)

第22条 1. 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる  
2. 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- 日時および場所
- 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者含む）
- 開催目的、議事事項および議決事項
- 議事の経過の概要およびその結果
- 議事録署名人の選出に関する事項

また、議事録には、議長およびその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名・押印をしなければならない

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する

(役員会の機能)

第25条 役員会は、次の事項を議決する

- 総会に付議すべき事項
- 総会の議決した事項の執行に関する事項

- その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 会員は、総会の議決を要しない事項に関する判断について、規約に反しない限り、役員会の決定に委ねるものとする。

(役員会の招集等)

- 第26条 1. 役員会は会長が必要と認めるときに招集する  
2. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および議事事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない

(役員会の議長)

- 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる

(役員会の定足数等)

- 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

- 第29条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- 別に定める財産目録記載の資産
- 会費
- 活動に伴う収入
- 資産から生ずる利息
- その他の収入

(資産の管理)

- 第30条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める

(経費の支弁)

- 第31条 会の経費は、資産をもって支弁する

(事業計画および予算)

- 第32条 1. 会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始時に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合もまた同様とする  
2. 前項の規定に関わらず、年度開始時に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をることができる

(事業報告および決算)

第33条 会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1カ月以内に総会の承認を受けなければならない

(会計年度)

第34条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる

## 第7章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない

## 第8章 雜則

(備付け帳簿および書類)

第36条 会の事務所には、規約、会員名簿、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない

(自治会館)

第37条 自治会館の管理運営については、別に自治会館管理運営規定で定める。また、自治会員の住居の売買等による転出や転入、自治会からの退会等があった場合、自治会館建設費については転出や自治会退会時の返却、転入時の請求は行わないものとする

(会員台帳作成)

第38条 会員台帳の作成等については、別に会員台帳管理規定で定める

(自治会未加入者)

第39条 自治会未加入者には、町内清掃委託金やごみステーションの使用料、維持管理費、清掃委託金として所定の金額を請求する。

付則 この会則は、2009年4月18日から施行する

この会則は、2010年12月12日より改正施行する

この会則は、2014年4月5日より改正施行する

この会則は、2015年4月4日より改正施行する

この会則は、2015年11月29日より改正施行する

この会則は、2023年4月1日より改正施行する